

[事案 30-324] 自動更新無効請求

・令和元年 12 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

自動更新時に保険料が上がることを知らなかったこと等を理由に、自動更新の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 1 月に契約した定期保険について、以下の理由により、自動更新を無効にしてほしい。

- (1) 自動更新時に保険料が上がることを知らなかった。
- (2) 契約時に、募集人から終身保険ではないこと（掛け捨てであること）の説明がなかった。
- (3) 契約時に、募集人はパンフレット等を使用せず、メモ書きと口頭でしか説明を行わず、詳しい保障内容等の説明はされていない。
- (4) 別の種類の保険への変更の案内が自動更新前にされなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に対して、自動更新後の保険料を記載した保険契約更新の案内を自動更新前に送付している。
- (2) 契約時、募集人は、定期保険を終身保険と誤解させるような説明はしていない。
- (3) 申立人は、契約内容の記載がある申込書に署名・押印していることから、契約内容を理解した上で契約した。
- (4) 当社においては、加入中の保障を上回らない範囲であれば健康状態に関わらず別の種類の保険に変更できる制度があるが、自動更新時の申立人はその条件を満たしていなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況や自動更新時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社による自動更新時の案内が不十分とは認められず、また、募集人の契約時の説明不十分も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。